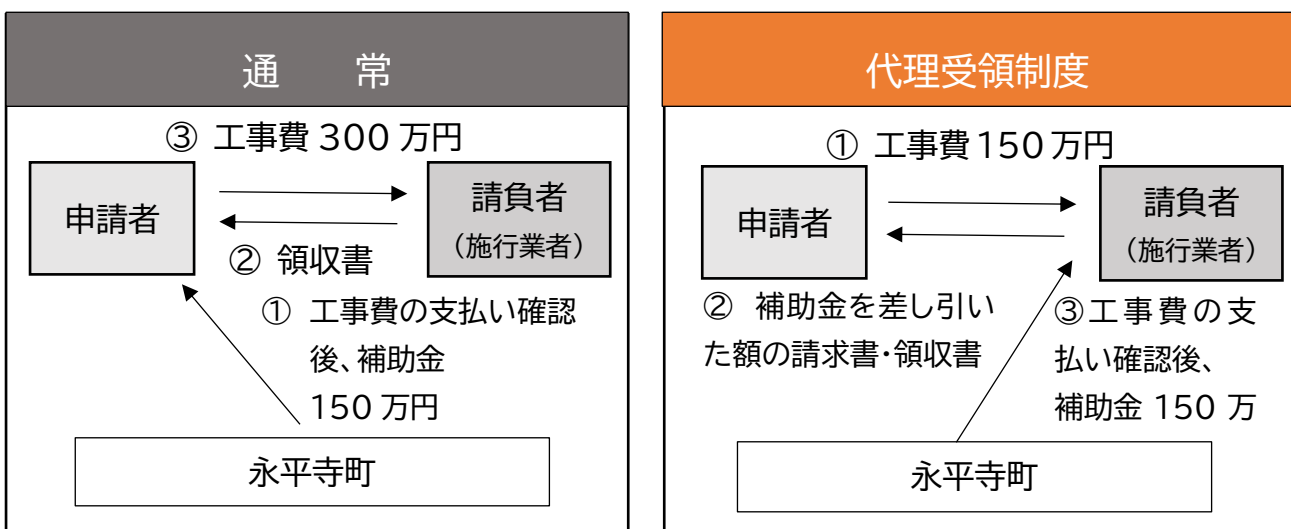


補助金の代理受領制度について

代理受領制度は、申請者との契約により、工事等を実施した請負者(施工業者)が、申請者の委託を受けて補助金を受領する制度です。

制度の利用により、申請者は工事の請負者(施工業者)に工事にかかる金額から補助金を差し引いた額のみを支払うことになり、支払い時の費用負担が軽減されます。

★代理受領のイメージ図(工事費 300 万円、補助金 150 万円の場合)



【代理受領制度が利用可能な補助制度】

- ・木造住宅耐震改修促進事業
- ・木造住宅耐震改修促進事業(伝統的な古民家の耐震改修)
- ・住み続ける福井支援事業(リフォーム)

【手続きについて】

交付申請時に、代理受領に係る委任状(様式第8号)を提出してください。
詳細は下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

永平寺町えい住支援課

TEL : 0776-61-3922

E-mail : eijyu@town.eiheiji.lg.jp